

2021年7月30日

各位

株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ

**「特定事業等にかかる投融資ポリシー」の制定およびCO2排出量削減目標の引き上げについて**

ほくほくフィナンシャルグループ（社長 庵 栄伸）は、「特定事業等にかかる投融資ポリシー」の制定および2030年度に向けたCO2排出量削減目標の引き上げを実施しましたのでお知らせいたします。

当社グループは、気候変動、脱炭素社会への移行対応など様々な社会課題の解決に向け、2019年4月に「ほくほくフィナンシャルグループSDGs（注1）宣言」を公表しました。また、2021年2月に「ほくほくフィナンシャルグループ環境方針」の制定および「TCFD（注2）」提言への賛同を行っております。今後もグループ一体となり、地域経済および地域社会の持続的な発展へ貢献してまいります。

記

## 1. 特定事業者等にかかる投融資ポリシー

## (1) 本ポリシーの概要

環境・社会にポジティブな影響を与えると考えられる企業や事業に積極的に支援していくとともに特定事業等（新設の石炭火力発電事業、兵器製造事業、違法性の恐れのあるパーム油農園開発・森林伐採事業、その他人権侵害や強制労働等の関与が認められる先）に対して投融資を行う際には十分に留意した対応をおこなうことを定めたポリシー

## (2) 目的

資金の出し手としての投融資先が引き起こす環境・社会へのインパクトに対しても責任をもって取り組むことを目指す

## 2. CO2排出量削減目標

## (1) 目標

当社グループ（北陸銀行および北海道銀行）の国内事業所におけるCO2排出量（注3）の削減目標：2030年度に2013年度比46%削減

## (2) 2020年度実績

2013年度比33%削減

## (3) 目的

気候変動、脱炭素社会への移行対応など様々な社会課題の解決に対して地域社会に貢献していく企業として積極的に対応していくことを目指す

以上

（注1）SDGs・・・Sustainable（持続可能な）、Development（開発）、Goals（目標）の略称。2015年に「国連持続可能なサミット」において採決された、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成される2030年までの国際目標。

（注2）TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures（気候関連財務情報開示タスクフォース））・・・2015年12月に金融安定理事会（FSB）が設立した国際的な支援組織。低炭素社会への円滑な移行のために、気候変動関連リスク・機会の評価と財務への影響の開示を行うよう提言している。

（注3）CO2排出量・・・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく報告をベースに算出したScope1（直接）・Scope2（間接）のCO2排出量

**【本件に関するお問い合わせ先】**

ほくほくフィナンシャルグループ	経営企画部	TEL：076-423-7331
北陸銀行	経営企画部広報CSRグループ	TEL：076-423-7111（代）
北海道銀行	経営企画部広報CSR室	TEL：011-233-1005

## 特定事業等にかかる投融資ポリシー

当社グループは、経営理念のもと地域経済、地域社会の持続可能性の向上を実現していくため、環境・社会にポジティブな影響を与えると考えられる企業や事業に対して、積極的に支援してまいります。

一方、特定事業等への投融資については、以下のポリシーを定め、適切に対応していくことで、環境・社会にネガティブな影響の低減・回避に努めていきます。

### 1. 石炭火力発電事業

新設の石炭火力発電所向けの投融資は、原則として行いません。

ただし、例外的に取り組みを検討する場合は、国際的なガイドライン等を参考に、発電効率性能や環境への影響等の個別案件ごとの背景や特性等も総合的に勘案したうえで慎重に対応します。

### 2. 兵器製造事業

核兵器・化学兵器・生物兵器等の大量破壊兵器や対人地雷・クラスター弾等の非人道的な兵器の開発・製造に関与する先に対しては、資金用途を問わず、投融資は行いません。

### 3. パーム油農園開発事業

パーム油農園開発への投融資を検討する場合は、環境・社会に配慮して生産されたパーム油に与えられる認証等の取得状況や環境・生物多様性の保全に対する配慮状況等に十分注意のうえ、慎重に対応します。

### 4. 森林伐採事業

森林伐採事業への投融資を検討する場合は、国際的に認められている認証等の取得状況や環境に対する配慮状況、地域社会とのトラブルの発生状況等に十分注意のうえ、慎重に対応します。

### 5. 人権侵害・強制労働等

「人身売買等の人権侵害への加担」や「児童労働や強制労働」への直接的または間接的な関与が認められる先に対しては、投融資は行いません。

以上